

佐賀県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年六月九日から平成二十一年七月八日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	杵島郡白石町大字深浦字浄光搦二三五 番一地从先から 杵島郡白石町大字深浦字竜王搦七八二 番七地先まで	平成二一・六・九